

小牧市心身障害者扶助料支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 27 日

小牧市長 山下 史守朗

小牧市条例第 7 号

小牧市心身障害者扶助料支給条例の一部を改正する条例

小牧市心身障害者扶助料支給条例（昭和46年小牧市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第4号中「若しくは」を「又は」に改め、「、又は補導処分として婦人補導院に収容されているとき」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。